

■博士後期課程

<1>研究および履修に関する事項

(1) 「研究計画書」「研究状況報告書」の提出について

1 年次生は 5 月 31 日（土）までに「研究計画書」を、2 年次生以上は 4 月 30 日（水）までに「研究状況報告書」を提出してください。

(2) 修了に必要な単位 ※後掲の (3) 履修方法もあわせて確認してください。

【2021 年度以降入学生】

科目群	科目	修了に必要な単位	
研究論科目	研究指導論	2 単位必修	12 単位以上
	研究報告論 1	1 単位必修	
	研究報告論 2	1 単位必修	
専攻科目	特殊研究 1～4	6 単位以上	
	特殊演習		

【2020 年度以前入学生】

科目群	科目	修了に必要な単位	
研究論科目	研究指導論		(※1)
	研究報告論 1		
	研究報告論 2		
専攻科目	特殊研究 1～4 (特殊研究Ⅰ・Ⅱ) (国際企業関係特殊研究○)		8 単位以上
	特殊演習		(※1)

(※1) 履修は可能ですが、修了に必要な単位には算入しません。

※設置科目の改編について

科目分割（単位数の変更）により、以下のように授業科目が対応しています。

2020 年度までの科目		2021 年度以降の科目	
特殊研究Ⅰ	4 単位 (1 年次)	特殊研究 1 特殊研究 2	2 単位 (1 年次) 2 単位 (1 年次)
特殊研究Ⅱ	4 単位 (2 年次以上)	特殊研究 3 特殊研究 4	2 単位 (2 年次以上) 2 単位 (2 年次以上)
国際企業関係特殊研究○	4 単位	特殊研究 1 特殊研究 2	2 単位 (1 年次) 2 単位 (1 年次)
		特殊研究 3 特殊研究 4	2 単位 (2 年次以上) 2 単位 (2 年次以上)

- ・国際企業関係法専攻以外で、2020 年度までに「特殊研究Ⅰ」を履修済みの場合には、「特殊研究Ⅱ」に相当する科目として、「特殊研究 3」「特殊研究 4」を履修してください。
- ・国際企業関係法専攻で、2020 年度までに「国際企業関係特殊研究○」で 4 単位を修得していない場合は、「特殊研究 1」「特殊研究 2」を履修してください。修得済みの場合は「特殊研究 3」「特殊研究 4」を履修してください。

(3) 履修方法

- ①「研究論科目」は、原則として、指導教授の科目を履修してください。2021 年度以降の入学生は、設置されている 3 科目（研究指導論、研究報告論 1、研究報告論 2）すべてが必修科目です。
- ②指導教授の「特殊研究 1」「特殊研究 2」を 1 年次に、「特殊研究 3」「特殊研究 4」を 2 年次以上に履修してください。

(4) カリキュラムの基本構成

○研究論科目

研究論科目として、「研究指導論」、「研究報告論 1」、「研究報告論 2」の 3 科目（必修科目）を配置し、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の修得を図ります。

・研究指導論

学部または博士前期課程の専門科目の講義・演習に参加し、博士後期課程の大学院生が、担当教員の指導の見学・補助、当該授業において一定程度のリードをする存在となることを通じて指導力の養成を図る科目です。

・研究報告論 1

学内・学外の研究会、あるいは学会での研究報告およびそれに向けた指導を通じ、実践的に研究成果のまとめ方、公表の仕方を習得する科目です。

・研究報告論 2

学内・学外の紀要・学会誌に、判例研究・論文等を掲載およびそれに向けた指導を通じ、実践的に学術論文の執筆方法、投稿の仕方を習得する科目です。

○専攻科目

<公法・民事法・刑事法・国際企業関係法専攻>

研究者として自立するため必要不可欠な専門知識と能力の修得を図ることを目的とし、専攻ごとに、講義科目として「特殊研究」を配置し、きめの細かい高度の専門的指導を行います。特に、社会に生起する多様かつ複雑な法現象を自立した研究者としての視点からの確に分析するとともに、法的課題や紛争を専門的かつ独創的な視点から適切に解決するために必要かつ高度な方法論と豊富な知識、論理的で批判的な思考力、および研究成果を公表し社会に発信する能力を涵養することを目的としています。複相的な研究課題を有する大学院生は、他専攻の「特殊研究」も履修できます。

また、複数教員による分野横断的な演習科目として「特殊演習」を設置し、自身の研究テーマだけでなく周辺領域に関しても議論したり、報告を聞いたりすることで、当該分野の研究を鳥瞰する視座を養います。

<政治学専攻>

研究者として自立するため必要不可欠な専門知識と能力の修得を図ることを目的とし、専攻ごとに、講義科目として「特殊研究」を配置し、きめの細かい高度の専門的指導を行います。特に社会に生起する多様かつ複雑な諸現象を自立した研究者としての視点からの確に分析するとともに、社会的現実に関する実証的な記述を行い、政治的課題や紛争を専門的かつ独創的な視点から適切に解決するために必要かつ高度な方法論と豊富な知識、論理的で批判的な思考力、および研究成果を公表し社会に発信する能力を涵養することを目的としています。複相的な研究課題を有する大学院生は、他専攻の「特殊研究」も履修できます。

また、複数教員による分野横断的な演習科目として「特殊演習」を設置し、自身の研究テーマだけでなく周辺領域に関しても議論したり、報告を聞いたりすることで、当該分野の研究を鳥瞰する視座を養います。

<2> 博士学位請求論文

(1) 博士学位請求論文の提出が可能になるための条件など

- 1) 博士後期課程在学の方で1年以上在学している者（休学者を除く）
- 2) 修了に必要な単位を取得していること。
- 3) その他に、専攻する分野によっては、博士学位請求論文提出までに留意すべき事項などがある場合があります。指

導教授に相談してください。

- 4) 指導教授により、当該論文が大学の定める方法で剽窃等がないかの確認を受けていること。

(2) 審査過程

博士学位請求論文は、法学研究科委員会において審査されます。指導教授を通じて提出された博士学位請求論文は、以下の審査過程を経て学位授与が決定されます。なお、博士学位論文の審査および最終試験は、「法学研究科博士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領」(38頁)に基づき行われます。

- 1) 博士学位請求論文の審査委員選出（主査1名、副査2名以上により構成。論文内容等により、他大学等の研究者などが審査委員になる場合もあります。）
- 2) 博士学位請求論文の論文審査開始
- 3) 最終試験（口頭試問）
- 4) 論文審査及び最終試験結果の委員会報告
- 5) 4) に基づき審査・審議のうえ、投票により博士学位授与を決定

※1) 学位請求論文は、審査開始とともに、博士学位授与決定時までの間、大学院事務室において、学内外者の閲覧に供されます。

※2) 最終試験は、実施日時などがあらかじめ公開され、傍聴が原則として許可されます。

(3) 申請書類等

博士学位申請書（所定様式）、履歴書（所定書式）、博士学位請求論文4部、博士学位請求論文要旨4部、博士論文のインターネット公表（中央大学学術リポジトリ掲載）および複写請求に関する確認書

※博士学位請求論文及び博士学位請求論文要旨は、任意書式となり、ページ制限等ありません。指導教授と相談のうえ、作成してください。審査委員の人数により、提出する博士学位請求論文の部数が4部以上になる場合がありますので事前に必要部数を大学院事務室へ確認してください。詳細はWebサイト「文系大学院掲示板」内の“学位”のページに掲載します。

(4) 申請時期

随時申請可能です。ただし、博士学位請求論文を提出した年度内（3月）での博士学位授与を希望される場合は、審査期間の関係から、**12月下旬までの提出**を予定してください。また、早い時期に一度大学院事務室で申請手続等を確認するようにしてください。

(5) 学位授与の時期

学位授与の時期は、原則として年度末である3月下旬に行われます。なお、場合により7月下旬または8月上旬に行われる場合もあります。

(6) 学位授与後の博士論文の取り扱い

学位授与後、博士論文は、本学学術リポジトリを利用してインターネット公表されます。また、国立国会図書館には電子版が、また本学図書館には上製本が収蔵され、広く一般に公開されます。そのため、原則、学位授与日に、本学図書館に収蔵するための博士学位論文1冊と国立国会図書館に収蔵するための当該論文の「全文」の電子データを大学院事務室に提出していただきます。なお、両図書館等において、上製本に対する複写請求などがあった場合には、著作権法上の範囲内（論文総ページ数の2分の1以下）での複写が許可されます。この範囲を超えての複写については、執筆者の許可の有無によります。そのため、予めこの著作権法上の範囲を超える執筆についての許可の有無をお伺いし、後日の複写許諾請求時の時々において、大学院事務室及び本学図書館が複写許諾請求者からの問い合わせに対応できるようにします。

(7) その他

- 1) 最終在学年次である6年次生として在学する年度の3月までに、博士学位申請を行った場合は、審査のうえ、翌年度中に博士学位が授与される場合があります。この場合、3月末日をもって、退学届を提出した方（退学届を提出せず除籍者となった者は除く）は、満期退学の取り扱いとなりますが、審査の結果、博士学位が授与された場合、3月末日にさかのぼり、博士後期課程修了の取り扱いとなります。なお、学位授与日については、博士学位授与日となります。
- 2) 博士学位申請論文には、参考文献一覧を巻末に掲載しなければなりません。ここでいう参考文献とは、当該論文作成の際に参照され、原則として当該論文の註に挙げられた書籍・各種資料を意味します。参考文献一覧の記載方法は、当該論文に関係する専門分野での慣例等を考慮し、指導教授の指導の下において、申請者自身で

決めます。

＜3＞カリキュラムマップ

カリキュラムマップとは、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したものです。

詳細は本学公式Webサイトにてご確認ください。